

文教厚生常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和7年5月20日（火）午前8時59分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	松枝正浩君	副委員長	野村和人君
委員	藤田直仁君	委員	塩井川公子君
委員	山口仁美君	委員	宮田竜二君
委員	有村隆志君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 前島広紀君

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

保健福祉部長	野崎勇一君	保健福祉政策課長	種子島進矢君
長寿介護課長	富田正人君	長寿介護課主幹	田口寿隆君
長寿介護課主幹	竹下裕一郎君	保健福祉政策課政策G長	安田一騎君
長寿介護課介護保険G主査	窪田宗摩君	長寿介護課長寿福祉Gサブリーダー	渡邊瑞穂君

教育部長	上小園拓也君	教育総務課長	林元義文君
学校教育課長	山口良二君	社会教育課長	久木田勇君
学校教育課長補佐	寺田繁樹君	学校教育課長補佐	二宮紀仁君
社会教育課長補佐	東和美君	教育総務課主幹	山内太君
社会教育課主幹	藏元賢一君	学校教育課安全・保健体育G長	有馬義浩君
社会教育課社会教育Gサブリーダー	吉村祐樹君	学校教育課安全・保健体育G指導主事	長慶一郎君
学校教育課安全・保健体育G主任主事	竹下千晶君		

6 本委員会に出席した陳情者は次のとおりである。

なし

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 水迫由貴君

8 本委員会の事件は次のとおりである。

所管事務調査：コミュニティ・スクールについて

部活動の地域移行について

国分総合福祉センターについて

陳情第2号：誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書

「開議 午前8時59分」

○委員長（松枝正浩君）

ただいまから文教厚生常任委員会を開会いたします。本日は、所管事務調査及び継続審査になっておりました陳情1件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、御手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。

△ 所管事務調査

△ コミュニティ・スクールについて

○委員長（松枝正浩君）

それでは、所管事務調査を行います。はじめにコミュニティ・スクールについて、調査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

コミュニティ・スクールについて説明します。コミュニティ・スクールとは、学校運営協議会が設置された学校のことであり、学校運営協議会は、学校と地域住民が信頼関係を深め、地域の教育課題や目標を共有し、学校教育を地域全体で支えることを目的として設置しています。本市においては、これまで児童生徒の健全育成のために、学校における学校評議会や各校区青少年健全育成連絡会などを通じて連携を進めてきたところです。今年度から更に地域と学校の連携を深め、魅力ある学校となるよう、市内すべての小中学校にコミュニティ・スクールを導入することとしました。現在は校長の推薦を得て委員への委嘱について手続きを行っているところです。また、今月27日には校長又は教頭、学校運営協議会委員、社会教育指導員並びに社会教育コーディネーターなど、教育行政関係者を対象に、文部科学省が委嘱する講師を招聘して「きりしまコミュニティ・スクール研修会」を開催する準備を行っています。このコミュニティ・スクールを導入することで、地域と学校が同じ目標に向かって連携・協働した取組が活発になることから、魅力ある学校づくりと地域の活性化が期待できると考えています。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

教育委員会のほうから補足資料が提出なされておりますけれども、これについての説明というのは、特段ないでしょうか。では委員の皆様、お目通ししながら質疑に臨んでいただきたいと思います。ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

これまでも地域と学校の共同活動といいますか、評議委員会であったり、そういったものはやっ
てきているんですけれども、今回このコミュニティ・スクールで何が大きく、大きくなのか、変わるのかといったところを改めて御説明願います。

○社会教育課長（久木田勇君）

まず、国の動きでしたり、背景、そういったようなところをお話をさせてください。平成12年、大分前なんですけれども、このときから国の中ではコミュニティ・スクールの設置について提言があったりしたところです。平成27年12月、中央教育審議会答申というもののの中で、まず地域学校協働活動についてですけれども、地域と学校が連携協働して、地域全体で子どもたちの成長を支える地域学校協働活動の推進及び同活動を推進する地域学校協働本部を全国的に整備することという提言、それからコミュニティ・スクールですけれども、全ての公立学校において地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、学校運営協議会制度を導入した学校コミュニティ・スクールを目指すことというのが、もうこの平成27年には示されているところです。それを受けて、平成29年3月ですけれども、社会教育法、それから地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がございまして、その中で、先ほど申し上げました地域学校協働活動、それから学校運営協議会の設置の努力義務化というのが正式に成立いたしました。それを受けて、本市においては、地域学校協働活動を先行して取り組んでいったところです。この地域学校協働活動につきましては、子どもたちを地域全体で支える・育てる、そういうところがまず一点、あとそれから学校の要求といいますか困り事、そういうのを地域全体で解決するというこの二本立てになっております。今回、学校運営協議会、コミュニティ・スクールを導入したところなんですけれども、最初に申し上げました、その地域学校協働活動とは別に、学校の運営について委員の皆様方のまた意見、そういったのを取り入れること。そして、地域全体で自分事というか我が事として学校の運営について参画していく。そうすることによってまた学校も開かれた学校、そういったようなところで両方が良好な関係が築

けるというふうに考えているところでございます。

○委員（山口仁美君）

学校の運営についての協議というのが、今までよりも主体的に関わっていただく機会をつくっていかれるというところが今回の特徴なのかなというふうに受け止めたわけなんですけれども、学校の運営に関わるという部分でいくと、主に2パターンちょっと懸念がありまして、一つは、学校に対する要望みたいなものが結構ストレートに伝わってきて、先生方がちょっと大変なのではないかなという思いと、いろいろ一緒にやりましょうという、声かけされる方は非常に多いと思うので、そういったものが学校側の負担にならないだろうかといった懸念が一つあります。もう一つは、学校の先生方の働き方改革をどこの学校も進めていらっしゃる。そうした場合には、この学校運営の協議会がどんな時間帯でどのぐらいの頻度で行われるかによっては、働き方改革との兼ね合いが非常に難しいのかなという、その2点が非常に気になっているんですが、今の時点で何か考えていらっしゃることや、計画していらっしゃるということのがあれば教えてください。

○社会教育課長（久木田勇君）

今、委員からありましたように、負担感ですとか先生方の働き方改革に対する件なんですけれども、先行して実施している県内他市町の状況、そういったようなところも確認しないといけないところではございます。実際、今年度から取り組むこのコミュニティ・スクールですので、実際、会議自体は平日昼間の開催になると考えております。回数につきましては、3回、多いところはそれ以上開かれるのではないかなと思ってはいるところです。実際、会を開催する中で、こういったようなことがまたこのコミュニティ・スクールを進めていく上で課題となってくるのか。委員がおっしゃったような、そういう先ほど二つの件とどう絡んでくるのか、解決できるのか、負担が増すのか、そういったようなところもまた今後開催していく中で、また学校側からの例えば、開かれた会の報告ですとか、要望、そういったようなところを取り入れながら、教育委員会としても進めていく必要があると考えております。

○委員長（松枝正浩君）

課長すいません、3回とおっしゃったのは、例えば、1か月なのか、1年なのか、その単位はどの単位での3回ということで捉えればよろしいですか。ちょっとお答えいただけますか。

○社会教育課長（久木田勇君）

年でございます。

○委員（宮田竜二君）

新たな試みとしてコミュニティ・スクールなんですけれども、ちょっと今私イメージしているのが、上小川小学校と上小川公民館が、地域で子どもたちを育てるという、うまいこと回ってるなというようなイメージを持ってるんですけれども、先ほど山口委員から、先生たちへの負担というところの懸念点というのがありましたが、地域自治会、公民館への、今、いろいろな公民館の役員の成り手不足とかいろんな問題があるんですけれども、自治会加入率の低下とかですね。地域への負担とか、そういうような、このコミュニティ・スクールによって、地域への負担が増加するとかいうようなイメージはないのかとかいうか、ちょっとそういう懸念点があると思うんですけど、そこら辺、まだやってもいないんですけれども、いろいろ研究されてると思うので、先行地域でそういう問題点とかないでしょうか。

○社会教育課長（久木田勇君）

地域の負担という点で申しますと、先ほど申し上げた地域学校協働活動、こちらにつきましては、学校の必要としている支援、地域に対する支援、そういったようなものを広いあけて、具体的に例えば、学校からの要望で子どもたちに伝統芸能、そういうのを教えてもらいたいとか、学校内の除草、草払いをしてもらいたいですとか、部活動の外部指導者を探してるんだけどとか、そういったようなところで、もう既にほとんどの学校で取り組んでいらっしゃる状況がございます。地域、それぞれの学校によっては、そういう人材バンクを持っていらっしゃる場所もございますので、ただ

そういう、この学校運営協議会が始まることによって地域の負担感というのが、本当どこまでどうなのかというところがまだ今後、実証、検証していかないと何とも言えないところではございます。ただ、まだまだ恐らく地域の方々にしてみれば、地域学校協働活動ですとか、学校運営協議会制度コミュニティ・スクールについても、周知、そういったようなところも今からだと思っておりますので、例えば教育委員会としても、市のホームページでしたり、あらゆる場面で広報が必要になってくるでしょうし、学校においても例えば学校だよりですとかブログ、そういったようなところでこの二つの事業をまた紹介していただく、そういうところがまず先なのかなというふうに考えております。

○委員（藤田直仁君）

もう少しちょっと具体的に、今の段階で結構なんですけど教えてもらいたいことが、この学校運営協議会のメンバー、メンバーの選考に当たって、例えば、保護者代表としたら普通にPTA関係者なのかなというふうな想像がつくんですけども、あと地域住民とか、地域学校共同活動推進員とかいろいろあるんですが、今、考えてるのは具体的にどういう構成メンバーで、何人ぐらいの規模の協議会を運営しようと思ってるのかをお示してください。

○社会教育課長（久木田勇君）

それぞれの小中学校から、もう既にこの学校運営協議会の委員の推薦が上がってまいりまして、教育委員会が任命をしたところでございます。人数的には、やはり小規模校でしたり、何百人もいる大規模構成のところもございますので、委員構成としては少ないところで3名、5名のところが多いんですが、6名、7名という学校もございます。あと、こういったような方々がというところなんですけれども、PTAの会長さん、もしくは副会長さんという、実際保護者的な立場の委員さん、それから、館長さんですとか自治会長さん、それから民生委員・児童委員さん、あと学校のOB、卒業生といいますか、そういったような方々がほとんどでございます。今回、先ほどもう任命をしたとお話ししたところなんですけど、今回、木原小中を1校としてカウントしまして、43の小中学校全て設置していただいております、委員総数として408名の方をそれぞれ推薦していただいて、任命いたしました。学校によっては、もう1回目この協議会を開催しているところでございます。そして、その中に、教育委員会の社会教育課内に社会教育指導員、また、各総合支所に地域振興課がございしますが、その中に社会教育コーディネーターというものがおります。今、申し上げたこの指導員とコーディネーターを地域学校協働活動推進員という立場で、この学校運営協議会に出席して、またいろんな助言でしたり支援、そういったような形で参加するようにしているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

そこで、協議会の中で決まった事柄というのが、教育委員会とのパイプというのはどのような形で意見の吸い上げとかいうのがくる仕組みはどのようなになってるかを、もう少しお示してください。

○社会教育課長（久木田勇君）

それぞれの協議会が終わった後に、社会教育課のほうに報告書、会議録、出席者、当然当日の資料も含めて、報告書が上がってくるようになっております。それをまた、当然、関係課として学校教育課、そういうところもございますので、情報として共有をすることにしております。

○委員（山口仁美君）

他県の自治体の議員をされている方に、先行して取り組まれているところなどの事例はどんなことが、実際コミュニティ・スクールになってから実行されているのかというのをお聴きしたところ、今までであれば、授業の時間に学校の先生がPTAを通して、例えば縫い物を教えてくれる人はいませんかというような、個々の先生方が単位だったものが、コミュニティ・スクールを通して、地域の高齢者の方々とかにも呼びかける高齢者の長寿会とかいろいろありますよね。そういったものを通して呼びかけを行って、毎週習字の、教えるというのは言葉上使えないので、寄り添うみたいな形で、指導、指導といいますか、一緒に入っていて、非常に和気あいあいとして楽しい感

じですというようなお話とかもありまして、その運営協議会の中での話合いの持っていく方によっては、本当に多様な方が学校の中に入って行って、子どもたちの教育に携わっていただけるのかなという期待をしているところです。それを踏まえまして伺いたいのは、この学校運営協議会というのが、形上ただ集まって「何かありませんか」と言って終わるような会になってしまうと非常に寂しいですし、それから学校の困り事から入ってしまうと、やりたいこととのつながりが非常に難しくなってくるので、この時間だけ欲しいですというような、本当に人材バンクみたいな形になってくると、広がりがなかなか生まれないのかなと思うので、この司会進行の在り方とか運営の在り方という非常に肝になるのかなというふうに思います。なので、先ほど研修が行われるというようなことだったんですけれども、この運営の在り方について指導をしたり、それから助言をしたりというような体制が必要かと思うんですけれども、それはどのように教育委員会としては準備される予定でしょうか。

○社会教育課課長補佐（東 和美君）

ただいま御質問がありました研修につきましては、5月27日に文部科学省より承認を受けたコミュニティ・スクールのマイスターに来ていただいて研修をするということは、先ほど部長のほうよりありました。そのほかに、校長会教頭会を通して、先ほど質問がありましたように、運営の仕方であったり、いろいろなことについてはこちらのほうからも提案をさせていただこうと思っているところです。

○委員（山口仁美君）

今、言いかけられたことも非常に聴きたいなと思ったりするんですけれども、気になるなと思いつつ、この運営の在り方というのが、各学校によって運営協議会が運営されるわけですので、それぞれ実際実行されていくことも変わっていくとは思いますが、何分にも初めてのことで、ある場所でうまくいったこと、うまくいかなかったことをほかの学校の運営協議会に共有をしたり、またその逆もありなのかなと思っております。ですので、やはり自主的自発的に関わってくださる方をより増やして、例えば困難なことが起きたとしても乗り越えるためには知恵の共有が必要だと思うので、そういった、学校運営協議会に入っていらっしゃる方同士の交流というようなものであったり、集まる回数が増えるとまた大変というものもあると思うので、例えば開放的なものを、各学校を社会教育コーディネーターの方や主事さんやら回られると思うので、そういったときに情報を情報誌的な感じで発行していただくような工夫というのは考えておられませんか。

○社会教育課長（久木田勇君）

恐らくどこの協議会も学校も、1学期中に1回は開催されると考えております。それぞれの会の運営の持っていく方ですとかについては、やはりどこも手探りの状態で、課題も出てくると思います。その結果を、今、委員がおっしゃったような形での共有、そして、それ以外で、例えば先ほど申し上げました指導員ですとかコーディネーターという立場での共有、それでこの役の人たちは、通常も学校を訪問して、そういう情報収集もするようになっておりますので、どここの学校ではこういう課題が出たんです。こっちではどうですかとか、本当そういう提供もですし、解決に向けての方策、そういうのも検討する必要があると考えておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

○副委員長（野村和人君）

このコミュニティ・スクールの前身である、学校評議員会ということが出てくると思うんですけれども、私もさせていただいて、今回もまた同様に御任命いただいたんですけれども、そのときの学校側の説明が、ほぼほぼ一緒ですよというような説明は正直ありました。うちの今、評議員会の中では地域の方々も確かに今までも入ってらっしゃって、同様な活動になるのかなあというふうには思ってるんですけれども、これまでも学校評議員会は確かに所管が社会教育課ではなくて別なところだったのかなと思いますけれども、そういう引継ぎの面と学校側への説明について、どのような形でされてるのか教えてください。

○社会教育課長（久木田勇君）

副委員長おっしゃったとおり、3月までは学校評議委員会という組織で、学校教育課が担当課でございました。今回、今年度から社会教育課、本課で、この学校運営協議会というところを引き継いだわけですが、具体的に、学校評議員会の会の在り方ですとか、構成メンバーですか、そういったようなところは引き継いでいるところです。県も今回、社会教育課、鹿児島県教育庁社会教育課がコミュニティ・スクールの主管課になっているということで、また、社会教育会のほうへもいろいろ問合せでしたり、学校教育課との、先ほど申し上げた会の結果報告、運営についての在り方そういったところも、都度都度、情報共有はしていきたいと考えております。

○副委員長（野村和人君）

今の説明をお聴きさせていただくと、ほぼほぼ同じメンバー、ほかの学校もそうなのかな、うちの学校だけなのかなと思ってたところなんですけど、前の学校評議委員会の構成メンバーと今回のメンバーと変わったところがあったりしてるのか、前の状況がどういった形なのかを御存じであれば、学校評議委員会との比較を改めてお願いしたいと思います。

○社会教育課長（久木田勇君）

構成メンバーでいいますと、今回、先ほど、全体で408名とお話ししましたが、新規で上がってこられた委員の方が71名でした。学校評議員からの継続という方が133名。408名の中で言うところ一番、半分以上は継続という形で、それぞれの学校から上がってきたところでございます〔7ページに訂正発言あり〕。

○副委員長（野村和人君）

新たな方々もおられるわけですが、あと学校側の認識なのかなと思うんですけれども、たまたま私には一緒ですよというような表現の説明があったものですから、改めて学校側の認識として、どのようにコミュニティ・スクールを進められていくのか、御説明いただきたいと思います。

○社会教育課長（久木田勇君）

まず、この学校運営協議会制度コミュニティ・スクールを導入するということは、もう令和6年度中に教育委員会として方針を決定しております。年度末の校長会等でも、制度のこと、在り方、進め方そういったようなところも担当課として説明はしておりますし、新年度、当然学校でも管理職の異動等もございましたので、4月それから5月初めの校長研修会、教頭研修会でも、触れてはいるところでございます。ただ、おっしゃったように、学校によってはとらえ方としてそういうところがあるというのも今お聴きしたところですので、また改めてですけれども学校評議員会、この中にも、すいません、過去経験された方もいらっしゃると思うんですけれども、学校評議員会というのは、個人としての立場で学校運営に関する意見を述べる、そういう場であると定義されてるといいですか。今回のこの学校運営協議会コミュニティ・スクールにつきましては、もうあくまでも合議制だと。個人の意見ではなくて、委員の中で話し合って決定していくのがもう大原則でございます。例えば、御手元にこのポンチ絵といいますか、一番は学校の方針ですね。基本的方針、グラウンドデザインというんですけれども、それを学校長が示してそれに対して承認をもらう。意見も出るでしょうし、説明して承認をもらうというのがございます。もうこれが本当、その委員の中での合議制というふうに思っていただければ一番分かりやすいのかなあと。なので、個人の意見が通る場ではない。なので、そこが3月までの評議委員会とは違うというところでございます。ただ、まだまだ説明も足りていないという状況が今、確認できましたので、そういう対応についても今後また検討しないといけないと考えているところです。

○副委員長（野村和人君）

ぜひ、新たなコミュニティ・スクールにできるようにお願いしたいと思います。その上で、学校評議員会のときも、アンケート等でまた学校の評価、学習の在り方とかですね、そういったものもとっていらっしゃいました。改めてこのコミュニティ・スクールでも同様なことがあるのかなとは思いますが、そういったアンケートについて、どのように活用されているのか感じたこと

がなかなかなかったんですけども、今後について、その点について御説明いただきたいと思います。

○社会教育課長補佐（東 和美君）

これまで同様に、評価というか、御意見等をお聴きする機会はこれからもあるかと思います。今までの学校評議員制度の場合は、頂いた評価に対して、学校側が、校長のほうでできることできないことというのをいろいろ考えてきたと思うんですけども、今後の学校運営協議会コミュニティ・スクールになることで、頂いた評価を、では地域と学校と一緒に考えて解決できることはないだろうかというふうに考えていくかに変わっていくと思いますので、地域学校協働活動としてまた地域・学校、ウィンウィンの形で、いろんなことができるようになると考えております。

○副委員長（野村和人君）

今月27日の研修なんですけど、私ども文教厚生常任委員会は視察のタイミングでございまして、出席ができなくて。行きたかったんですけども、ちょっと資料関係とか共有ができましたらお願いしたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○社会教育課長（久木田勇君）

間違いなくパワーポイントを使つての資料に、講話というか、なると思いますので、参加することができなかった委員さんには、またバックしたいと考えております。

○委員長（松枝正浩君）

また改めて委員会のほう提出をお願いをしたいと思います。

○委員（藤田直仁君）

野村委員のちょっと関連なんですけど、先ほど人数のところで、新規が71名でしたっけ。継続が133と言われませんでしたっけ。任命は408なんですよね。数が合わないんですけど、このあたりはどのように解釈すればいいのでしょうか。

○社会教育課長（久木田勇君）

発言の訂正をさせていただきます。408名中新規が71名です。残りは継続という形になります〔9ページに訂正発言あり〕。計算してまた後ほどお答えいたします。

○委員長（松枝正浩君）

337でよろしいですか。

○社会教育課長（久木田勇君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員（有村隆志君）

今後、コミュニティ・スクールをやっていくよということでございましたので、先ほどちょっと御説明がありましたけれども、評議会とは違うんだと。個人の立場ではなく、共同で、合議制でやっていくということでございますので、これによりまして、学校が開かれた学校になっていくということで、もっと地域に密着したものになってくるということということで理解して、ますます子どもたちがいい教育環境になるということの目的だということ認識しますが、そういうことですね。

○社会教育課長（久木田勇君）

委員おっしゃるとおりでございます。この御手元資料の下の方に、下のほうを御覧になってください。学校でしたり、地域、そこが下のほうに握手してる図があるんですけど、その下、保護者、地域住民等も教育の当事者になることで責任感を持って、積極的に子どもの教育に携わるようになるという、ここが一番大事なことから考えております。

○委員（有村隆志君）

ぜひそのことで、しっかり取り組んでいただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。今、今からということですので、細々言っても仕方がない。よろしくお願いします。

○委員（藤田直仁君）

ちょっと先ほど数の話をしたんですけども、結論から言うと、あまり変わってないという、

構成がですよ、構成の中身はあまり変わっていないということを受けると、先ほど来、野村副委員長が言っているように、せっかくつくった意味をなさないようではもったいないので、ぜひそのところを十分留意して、新しいコミュニティ・スクールの在り方ということについては、徹底して指導していただければと思います。

○教育部長（上小園拓也君）

この、学校評議員会から学校運営協議会に変わったということで、令和7年度から初めてなんですけれども、この学校運営協議会の委員を選出する際に、本来であれば、今、野村委員あるいは藤田委員がおっしゃるような形で人選ができればいいんですけれども、まずは評議員から学校運営協議会に速やかにまず移行することをまず第一優先にいたしましたので、学校のほうにも、あまり無理のないように、学校長の判断ですけれども、そういう形で人選をしていただきたいという願いはしたところでございます。また、市内の校長先生、教頭先生、霧島市に来る前、ほかの赴任校で既にコミュニティ・スクールを経験されている先生方も多数いらっしゃいます。そういう経験された先生方というのは、既に経験値がございまして、どんどんどんどん引っ張っていただけるというふうに思っております。市内一斉にスタートしましたので、恐らく先進的にどんどん取り組んでいくところと、そうでないところと出てくるかと思えます。しかしそこは、先ほどから出ております社会教育課のコーディネーターとか、あるいは情報を共有しながら、霧島市全体の底上げを図っていければというふうに考えておりますので、教育委員会としても、このコミュニティ・スクールにつきましては、一生懸命取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導方またよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員（山口仁美君）

財政的なところを少し整理させていただきたいんですけれども、まずこのコミュニティ・スクールを、この制度的に移行をするに当たっては補助等があったのではなかろうかと思うんですけれども、どういった財源で、今動かしていらっしゃるのかというところと、それから、今後またこれは続けていくものである中で、コミュニティ・スクールをずっと継続していき続けるための費用としては、しっかり財源が確保された状態になっているのかどうかという2点をまず、お聴かせください。

○社会教育課長（久木田勇君）

まず財源、予算的なところで申し上げます。令和7年度のこの学校運営協議会の委員さん方への報償費、出会謝金という形で、1人当たり3,000円。43校の5人分ということで64万5,000円、こちらが出会報償を組んでおります。あと、今月27日に開催します研修会の講師謝金、1万3,000円になっております。合計65万8,000円、こちら全て一般財源となっております。当然、今後それぞれの学校で、いろんな要望と言いましたけれども、回数3回じゃ足りないというところも出てくるかと思ひますので、またそういったような場合、どう対応するかというのもまた教育委員会内での検討課題になってくるかと思ひます。

○委員（山口仁美君）

交付税措置等は特にないいですかね。完全に一財だけですか。

○社会教育課長（久木田勇君）

全て一般財源でございまして [27ページに訂正発言あり]。

○委員（山口仁美君）

これまで学校の中で、似たような感じで、先ほど申し上げましたような習字の補助であったりとか、それから縫い物の補助だったりというようなのは、PTAを通して、材料費等は学校のほうから出していただいたりというようなこと。それから草刈りとかであると、完全にPTAのほうで費用を出してとかという形で協働していくに当たっては費用が掛かる部分というのが出てくるんですけれども、今回社会教育課のほうで、このコミュニティ・スクール自体は見ていかれるということなので、今後このコミュニティ・スクールの運営協議会の中で、いろいろな、これをやりましょうとか出てきた場合の相談先というのはどこになるのか。学校でそれぞれ考えるものなのか、それと

も、社会教育課を通してほかの財源等を当たっていくことになるのか、そういった体制はどのようになりそうでしょうか。

○社会教育課長（久木田勇君）

今年度からのコミュニティ・スクールにつきましては、社会教育が主管課となっておりますので、当然予算を伴うような案件がそれぞれの学校でしたり、社会教育コーディネーター地域学校協働活動推進員を通して上がってきた場合は、本課でまた検討協議することになるかと考えております。あと、先ほど申し上げ忘れたんですけれども、地域学校協働活動というお話をしました。これにつきましては、学校の環境整備ですとか、子どもたちへの支援、伝統芸能、そういったようなところを地域の住民の方に支えていただくということになるんですが、本課で持っておりますのが、この活動に対しての保険代については、対応しているところでございます。

○教育部長（上小園拓也君）

恐らくなんですけれども、この地域学校協働活動というのは、これまでもやってきておりますので、今、山口委員がおっしゃったのは、これからのコミュニティ・スクールの活動の中で、新たな費用が発生した場合に、必要になった場合にどうするかということなんですけれども、そもそもコミュニティ・スクールというのは、各学校で今までやっていた地域学校協働活動、それらを包括した学校運営協議会を設置した学校のことでございますので、活動そのものは学校単位で行われていくということで、あくまでもコミュニティ・スクールというのは、学校運営協議会を設置した学校のことを呼ぶということで、簡単に言いますと学校の運営方針とかそういうものを承認する合議制で協議する場がコミュニティ・スクールというような形になってますので、各学校で行う活動につきましては、地域学校協働活動というのを現在やっておりまして、それは学校長の責任の下で、予算も含め確保していくということになろうかと思えます。ただ、今、課長のほうから申し上げましたけれども必要な保険とかそういうものについては、社会教育課のほうでも対応していくということでございます。

○委員（山口仁美君）

学校の中のお金の動きというのは、非常にグレーな部分もあるのではないかなというのが実際のところでございます。ですので、運営協議会の中で、いろいろなこれをやりましょうとか、お願いしますとかいったようなことが出てきた場合に、できるだけグレーな部分がないように、ガイドライン等をつくるなり、目安になるものをつくるなりしていただきたいと思います。この機会なので。これまでも地域と協働活動をしてこられているのはよく分かってはいるんですけど、その中での課題というのがやはりあるので、それもそのまま放置したまま広げるということではなくて、せっかくこういった運営協議会で、民間の方々もどんどん入ってこられるので、できるだけそこがクリアな状態になるように、これはお願いをしておきたいと思えます。

○委員長（松枝正浩君）

答弁はよろしかったですか。[「はい」と言う声あり]

○社会教育課長補佐（東 和美君）

すみません、先ほどの数の訂正をさせていただければと思います。申し訳ありません。私が作った資料、課長に渡した資料が見にくうございまして、申し訳ありませんでした。全員で204名です。そのうちの継続が133名、新規が71名という内訳になります。申し訳ありませんでした。

○委員（山口仁美君）

すいません、要望でと言ったんですけど、今現在、各学校に学校がきっちり公費ですべき部分と、公費ではなくて寄附等でいい部分というのがあるので、そこはきちんと周知がされているという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午前 9時42分」

「再開 午前 9時47分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○社会教育課長（久木田勇君）

先ほど来、申し上げておりますように、本今年度から始まった新規事業であるということ。今後、それぞれの学校で開催された協議委員会の会議録ですとか、要望、そういったようなところが上がってくると思いますので、それこそ本課だけではなくて、学校教育課とも共有でしたり、あと対応できる部分、そうじゃない部分、いろいろ出てくると思いますので、その都度検討して、またそれぞれの学校に返していきたいと考えております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいですかね。すいません一つだけ、先ほど課長の答弁の中で、今年度既に実施をした学校があったというふうにお聴きをしましたけれども、少しその答弁を、どういう状況だったのかという状況を少し補足説明していただいてよろしいですか。

○社会教育課長補佐（東 和美君）

本年度、既に学校運営協議会を行った学校が3校ございます。学校名は、国分小、向花小、牧之原小でございます。三つの学校とも、まず最初に、校長より今年度の学校運営についてグランドデザインを説明するところは共通しているところでございます。あとは学校によって内容は違うんですけれども、今年度の1年間の行事について説明があったり、それに伴い、地域の方々にお手伝いをいただきたい内容とかそういうものを一覽で載せてあったりする学校もございました。

○委員長（松枝正浩君）

よろしかったですかね。

〔「はい」と言う声あり〕

ほかにないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時48分」

「再開 午前 9時51分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。

△ 部活動の地域移行について

○委員長（松枝正浩君）

次に、部活動の地域移行について調査します。執行部の説明を求めます。

○教育部長（上小園拓也君）

部活動の地域移行について説明します。部活動の地域移行につきましては、スポーツ庁及び文化庁から令和4年12月に、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示され、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間としておりましたが、令和8年度から令和13年度までを改革実行期間とした方向性に変更され、さらには地域移行から地域展開と名称が変更されました。学校部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により、学校教育の一環として行われる活動を指しています。一方、部活動の地域展開とは、将来にわたりスポーツや文化芸術活動に継続的に親しむ環境を整えるため、これまで学校が主体となってきた部活動を、新たに地域の民間事業者、スポーツクラブ、地域連携団体や大学等が主体となる活動に展開することを指しています。部活動の地域展開の拡充により、生徒の選択肢の増加、専門的な指導者の配置、大人数での活動による技術・知識の向上及び団体競技の人数不足の解消などが期待されます。また、課題とし

ては、クラブ活動の運営責任者の選定、適切な指導者及び活動場所の確保が困難であること、さらには活動費や送迎費などの保護者の負担の増加などがあります。本市におきましては、令和5年度に地域部活動推進協議会を設置し、他自治体の先行事例や本市における実態等の調査を行い、令和6年度は、本市における部活動地域展開の方向性を検討しました。令和7年度からは、地域クラブ活動への展開に取り組むモデルケースを設定するとともに、企業・大学と連携した部活動の実施についても準備を進め、これらの取組を検証しながら、学校規模や地域の実情に応じた部活動の在り方を検討してまいります。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の説明が終わりました。同じく、教育委員会のほうから資料が提出されておりますけれどもこれも確認でよろしいでしょうか。[「はい」という声あり] 分かりました。それでは質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

令和5年度の実態調査の結果の概要を、簡単に構いませんのでお示してください。

○学校教育課長（山口良二君）

各学校にアンケートをとっております。参加者、そして指導をしている教職員に対してのアンケートでございます。主なものとしましては、教職員等に対しては、現状の部活動の指導における課題点、具体的に申しますと、今後、地域移行が進んだ場合に、部活動の指導が可能であるかどうか、そして現在持っている部活動は、自分がこれまで経験したことのある部活動であるか、経験があるのかないのか。そして、今後、地域移行に移った場合には、地域の方々と指導のほうを移行したいという意思があるのかどうか、そういった指導者側の立場、そして、子どもたち等に対しましては、現在、参加の状況、部活動加入率、そして、今通っている学校に自分が望んでいる活動の選択肢があるのかどうか、そういったニーズ調査、そういったことを複合的に調査しております。

○委員（山口仁美君）

調査結果の概要なので、その結果どうだったかというところが知りたいんですけれども、お手元にありますでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

まず子どもたちのニーズ等に対してですが、やはり全体的に部活動離れが進行しているという現状でございます。総体しますと大体約6割が子どもたち、部活動に参加しているという状況です。参加していない子どもたちの意見としましては、やはり、自分たちの意思にフィットするスポーツがない、もしくは、クラブチーム等で活動をしている、そういったことが主なものでございました。教職員の意向調査につきましては、何らかの形で約3割から4割、今後も部活動の指導に携わっていきたいということの意思表示がございました。ただ、中学校の指導の中で、経験をしていない部活動を持たざるを得ない状況があるんだと。その中で、自分がこれまで経験したものであればもっと子どもたちに還元ができるのになというような意見もありました。

○委員（山口仁美君）

令和5年度に今おっしゃったような調査をされて、そして6年度に方向性を検討して、7年度にこれからの在り方を検討していかれるということで検討がずっと続くんですけれども、実際、実行されている部分もあるのではないかなと思うんですね。例えば3校合同でとか、そういった実際、実行に移されたような事例、話を超えて調査をかけた中で、地域展開されたような事例があればお示ください。

○学校教育課長（山口良二君）

今現在、地域移行、地域展開について委員会のほうで揉んでおりますけれども、自発的な動きというんでしょうか、子どもたちの生徒数の減少によりまして、部活動の合同実施、合同チームでの中体連の参加というものは、特にボールゲーム、軟式野球でございますとか、ハンドボールでございますとか、そういった一部、ボールスポーツで実施をされている状況でございます。今後の生徒

数の動向等も調査をいたしまして、今後の合同チームの在り方、そういったこともこの検討委員会の中では揉んでいきたいと考えております。

○委員（山口仁美君）

合同チームをなさっている方々にお話を聴きましたところ、大会の前だけ毎週末に、土日のどちらか集まって合同で練習をしたり、それからポジションを決めたりといったことをしているというようにお話もありまして、ほかの学校との交流もできるから、子どもたちにとっては部活が自校だけでは成り立たないのでこれが非常にありがたいというようにお話もありました。それを踏まえて、合同実施をされているところの課題をどのように捉えているいらっしゃるのかお伺いします。

○学校教育課長（山口良二君）

今、委員からお話がありました週末合同で練習をする、その部分に対しまして自校に部活動が展開されているのであれば、学校で練習ができる。ところが合同チームの場合は、保護者の送迎等の御協力を頂きながら、拠点の練習場所まで移動しないといけない、そういった時間的なもの、経費的なもの、その辺りは非常に課題の一つではないかと思っております。

○委員（山口仁美君）

自主的に合同チームを編成なさっているということなので、この部活に対しては市としての何か、交通費の補助だとかそういったことは考えておられないのかをお伺いします。

○学校教育課長（山口良二君）

現在のところと申しましょうか、少人数で大会自体に参加できないということでの自発的な部分でございますので、特段経費的なものというのは見込んではいない状況でございます。

○委員（山口仁美君）

今後、この部活動の在り方を検討していくに当たり、幾つかの学校でというようなことが起きた場合に、今後、補助とか、そういった指導員の確保とか、そういったことを委員会として何か支援をしていく考えはありませんか。

○学校教育課長（山口良二君）

その部分等も検証しながら、検討委員会の中でこういったメリットデメリットが発生するのか、経費的にはどれだけ保護者の方々への負担が増額となるのか、そういったことを総合的に判断しながら、市の方向性は定めないといけないと思っております。ただ、中山間部の小規模校においては、子どもたちを主語に置いた場合、活動の選択肢が非常に限られてきている。このことが本市のまずは部活動の子どもたちの健やかな成長の上での大きな課題であるということを柱に、今、議論を進めているところでございます。

○委員（藤田直仁君）

少子化を迎えて、どうしても一部仕方がないのかなという気持ちもあるんですけども、例えば今まで年間で、大会等も中体協が主催してるものがあると思うんですけども、まず、その大会が今後の回数、実施回数なんかはどういう考えを持っていらっしゃるのかってのが1点と、要するに、今まで学校単位で参加していたのが、例えばクラブチームでも参加ができるのかとかいうような部分、要するに移行をした以降もですね、その辺りの条件的な部分というのは今どのようなふうに話し合われているのかを状況を教えていただけますでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

子どもたちの大会への参加というところですが、学校の教育の延長では中体連の主催する大会というのがございますが、今、まずは全国大会等は、果たして現状の形が正しかったのかどうかということで、全国で議論をされております。全国大会自体を縮小化するという動きは種目によってはあります。そして、県の中体連では、クラブチームまたは合同チームの参加の制限等については議論を進めまして、ほぼ全ての競技においては、参加の門戸が開かれている現状でございます。ただ、一部まだ現状、調整中の競技が今年、引き続きあるとは聴いております。

○委員（藤田直仁君）

あと課題にも挙げられているんですけれども、例えば合同チームになったときに、もしくはクラブチームが指導するに当たったときに、学校の運動場、そういう場所とか体育館とか、提供できるものなんでしょうか。その辺りもちょっと説明ください。

○学校教育課長（山口良二君）

先ほど部長のほうからもお話がありましたけれども、将来的には地域展開の中で、生涯スポーツの推進という視点が非常にウエートを占めてまいります。そう考えるときに、学校は貴重な社会体育施設の一部であるということになりますので、教育課程上、どうしても授業とか、そういった支障がない範疇では、門戸は開かれるべきだということで、各学校にも話をしておりますし、各学校もそういう意向を示している状況でございます。

○委員（山口仁美君）

今から地域展開をしていくに当たり、学校の先生方の中にも3割ほどは関わってもいいというような積極的な御意見もあるんだというのを先ほどほっとしながら聴いたんですけれども、学校の管理下にあるのか、それとも地域の管理下にあるのかによって、責任の所在なんかも結構曖昧になるところも課題なのかなと思いますが、そういった協議も今後この検討の中ではしていける予定でしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

専門的なことを言いますと、今、外部指導者という指導者と、それと部活動指導員という立ち位置の方々がいらっしゃいます。どちらも子どもたちのために、専門性を生かした形で技能を子どもたちに伝えていただくという方々なんですけど、現在、外部指導者との連携というのは本市でもたくさん見られております。俗にこれは部活動の顧問がいて、サブ的に技能的な部分、スキルを伝授いただく方、ボランティアです。そして部活動指導員、これは全国一部のところで進めているところですが、これは、一切の部活動の責任、引率、そういったところを請け負うということになります。ですので、まだまだその部活動指導員の皆さんの認識、そして、地域の部活動に対するイメージ、そういったことをしっかりと検討委員会の中でも議論をしながら、霧島にとっての最適解は何なのか、ここはもう慎重に議論していかないといけないところなのかなと思っております。

○委員（山口仁美君）

慎重にと言いますけど、先ほど令和5年に協議会設置しというような、わざと年号を言ったんですけれども、5年に調査をしたときの子どもたちは、もうそろそろ引退する頃なんです。ということを考えていくと、合同チームも年々、近隣の保護者の方々、学校と話し合いをしながら、今年はどこどこが一緒にやりましょうとかいうことを話し合いをしながら合同チームが実際もう編成されている状況にありまして、ゆっくり慎重にやっているうちに、本当に事故が起きたりとかということがないようにしていく必要もあるのかなというふうに思っているところです。まずは、先ほどおっしゃったように人数が少ない地域の子どもたちがしっかり生涯スポーツに触れる機会をつくるということ。今、保護者の方々、それから一部の先生の方々の努力でどうにか合同チームが編成されているところもあるという状況なので、もう少し、しっかり支えるにはどうしたらいいかということ具体的に出していただきたいというふうに思います。そこで質問なんですけれども、この合同チームをつくるにあたり、部活のその時所属をしている子どもたちの人数によってチーム編成ができるように、試合に出れる人数になるようにということで、各年ごとにチームを編成しているようなんですけれども、そうしたときに、霧島市内の学校だけではなくて、例えば湧水と合同チームとか、それから伊佐市のチームと合同チームというような事例もあります、実際。そうしてくると、この地域展開に当たっては近隣自治体との情報共有も必要なのかなというふうに思いますが、現時点では、近隣自治体と情報共有するような機会というのはありますでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

各自治体、今委員からございました非常に部活動の地域移行、地域展開については、課題を持っています。定期的に、定期的にですけれども学校教育課、教育長、そういったセクションでの会議

というのが開かれております。特に学校教育課長の会議の中では、具体的にそのまちが抱えている課題について、リアルな意見が交わされます。その中でも大きな柱の一つとして、部活動の地域移行は議題に上がります。明日またその会があるんですけども、そういった中で、課題と、そして具体的にこういう動きをすれば、お互いウィンウィンの形になれるのか、そういった実のある形の会というのは、スピード感を持って進めていかないといけないなと思っておりますし、またその場を生かしていこうと思っております。

○委員（藤田直仁君）

あと、民間事業者であったり、スポーツクラブ等であれば、当然、指導者に対しては報酬が支払われると思うんですけども、学校の先生が、そういう合同でしたときなんかのチームができて、そこを教えるに当たって、報酬があってもよろしいのかどうかということについてはどのような検討がなされてるのでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

先進事例で言いますと、兼職兼業の申請を出すことによりまして、部活動の指導に対して謝金が支払われるというシステムは構築はされております。ですので、予算的なこともあります。そういった可能性等も含めて、兼職兼業の効果的な運用、そういったことも検討委員会の中では議題にしながら進めてまいりたいと思っております。

○委員（有村隆志君）

ちょっと先の話で、早いかもしれないんですけど、取りあえず8年から移行していくよということなんですけれども、もしこれが、最終的には、部活動は2割ぐらいの先生はしてもいいよということで、残りの7割、8割は移行ということで、外部からの指導員をお願いしたりということで賄うということなんですけど、多分そうすぐにはそろわないのではないかと考えますので、その辺の長期的と中間的とその辺の、教育委員会としては、そこら辺をどのように考えて設計されていらっしゃるか。

○学校教育課長（山口良二君）

非常に壮大で難しい課題かと思います。自治体によりましては、現行の国が示す方向では、部活動という形での活動は維持できないということで、もう違った切り口で事を進めている。もう熊本市ですけども、そういった展開を進めているところもございます。霧島市としてはどうなのか。また、現在、先ほど山口委員からもございました、自発的な活動の中で、子どもたちが今、試合に出れないから、いろんな学校が協力をしながら合同チームを組もうという動きもあります。まずはそういったこともしっかりと整理をしながら、子どもたちにとって有益な部活動とは、生涯スポーツは何なのか。そこを明確にする必要があるのかなと思っております。やはり部活動で培われたいろんな連帯感でありますとか、忍耐力でありますとか、そういったものは教育的に非常に価値が尊いものがございますので、その価値等もしっかりと考えながら、慎重になり過ぎてはよくないんですけども、スピードかつ慎重に進めていかないといけないかなと思っております。

○委員（藤田直仁君）

先ほどアンケートの中にもちょっと説明を頂いたんですけども、例えば、これが地域に移行された場合、子どもたちの部活動に入りたいという生徒数というのは増える見込みがあるのでしょうか。その希望をとっていらっしゃるのであれば教えていただけませんか。

○学校教育課長（山口良二君）

恐らくという言い方をしたらいけないんですけども、今、フィットしていないから入れない。選択肢がないから入れない。特に中山間の子どもたちはそういう意見がございますので、増えると思います。それは文化面も含めて増えていく。そして子どもたちの活動は充実していく。その方向に進むと思っております。

○委員（山口仁美君）

ちょっと関連する部分もあるんですけども、中山間地の保護者もそうですし、やりたい部活が

ない子どもたちが、保護者がお金を出したり、それから送迎をしたりすることで参加できている事例というのもあるんですけども、実際非常にお金も掛かるし時間も取られるのが現状で、共働きで非常に忙しいであったり、本当にシングルの方で送迎の時間が取れないとか、費用的な負担が大きいということで経済的に断念せざるを得ない子どももいるのが実情だと思うんですね。ということを見ると、送迎をせずに行けるような距離にそういうクラブチームなり何なり展開されていたり、数があるこういう国分隼人の地域と中山間地域では部活の存在の重さというのは、非常に大きいなあというふうに思います。ですので、今スピードを上げてというのもそうなんですけれども、そういう経済的な負担がやはり中山間地にあると、本当に一つのスポーツに参加するだけでも非常に交通費も含めて掛かるという現状もしっかり調査をしていただいた上で、子どもたちがしっかりスポーツに触れられるようにしていただきたいと思うんですけども、今はまだ何もない状態なので、ここはいつまでに話を、検討をされる予定なのか。8年度に間に合わせてつもりがあるのか、ちょっと意思をお伺いします。

○教育部長（上小園拓也君）

この地域展開につきましては、国のほうからは令和8年度から地域展開という形になっているんですけども、また先日、国の有識者会議、スポーツ庁、文化庁のほうからもまた提言が出ております。その中でも明確に地域展開という形になっているんですけども、ただその中に、地域の実情に応じて、また検討するというようなところも一部入ってございます。それにつきましては国のほうからも支援をしていくということなんですけれども、具体的な支援というのが、まだ全然明記されておりませんので、財政的な支援なのかどうか分かりませんが、ただ、いずれにしても、霧島市で一番大事なことは、今、霧島市の子どもたちがどのような活動が今後続けていけるのかというようなことを、早くやはり明確にいたしていかないといけないというところではあるんですけども、ただこの問題というのは、非常に簡単にいかない部分がございます。例えばもう地域クラブ、例えば民間の総合型地域スポーツクラブ、国分隼人にはございますけれども、中山間地域にないわけです。そこに対して今、山口委員がおっしゃるとおり、交通費を何とかできないのかという部分もあろうかと思います。そこのまず受皿がどうなのかという部分もございますし、あるいは国が最初今言っているのは、休日の地域展開ですけども、将来的にはそこが休日だけではなくて、平日もということになってきますけれども、そうしたときに、一番やはり心配するのは、どちらかといいますと中山間地域の子どもたちがどうなっていくのかということになろうかと思います。保護者負担がどんどん増えていくのは今のままでいきますと明らかでございまして、そこら辺に対して、市としてどのような財政支援ができていくのか、その辺もトータル的にいろんなことを加味しないと、現段階で、令和8年度から、あるいは令和9年度から地域展開していきますということは難しいと思います。むしろ、今、山口委員から何回かございましたけれども合同チーム、合同チームの中でやっていくのが現実的には一番ベターなのかなと思いますけれども、ただそれも、その核となる顧問の先生がいらっしゃってのことですので、そのやはり顧問をしていただける先生方がいらっしゃらなくなると、やはり子どもたちの部活動を支える責任者がいなくなるということになりますので、いろんなことを含めながら、教育委員会としまして検討を進めていきたいというふうに思っております。

○委員（山口仁美君）

先般、学校の再編についてもお話が出ましたが、今後また子どもの人数、児童生徒の人数というのがかなり急激に、特に中山間地域は変化していきます。学校の編成自体も変わっていく可能性が非常に大きいので、都度都度、現状を見ながらということにはなろうかと思うんですけども、やはりシンプルに支援をしていくような分かりやすい形でないと、複雑な仕組みをつくってしまうと、何か一つ学校が再編されたりするごとに組み直すのに非常に時間がかかるのではないかと懸念もありますので、そういったフレキシブルに対応できるような、例えば合同チームをつくった場合にはそこに対して幾ら補助するというような形もありなのかなというふうに思いますが、

そういった議論自体はどのぐらいのペースでされますか。

○学校教育課長（山口良二君）

検討委員会の中で、俗に言う拠点校方式という言い方をするんですけれども、特に中山間部のAという中学校にはこの部活動を、Bという中学校にはこの部活動をという形で、それぞれ拠点校を置いて、そこに指導者、顧問を置いて活動展開するというような方向性、これが今、全国的な方向の一つの道筋となっております。そのことについては、部活動の一つ進歩した形というのでしょうか、今後の議論の中で、それは常日頃、検討委員会の中でも、議題としてというんでしょうか、アプローチの一つとしては上がってきていますので、その辺りが本市にフィットするのかなのか。そしてこのAという中学校では、近隣の指導者がこうであるからこうだよなというような具体的な道筋等は、もう既に、一部スタートはしている状況ですので、そこは加速をさせていきたいと思っています。

○委員（藤田直仁君）

仕組みがよく分からないので、御説明を願いたいんですが、これが移行していった場合、中山間地は分かるんですけど、大規模校においては、そもそもあるわけですね。人数が足りるだけの部活動に人がいるんですが、それでもやはり地域移行ということが必要に。要するに、既存のを残すことはできないのかというのをちょっとまず最初にお聴きしたい。

○学校教育課長（山口良二君）

既存しっかりと活動している部活動については、というところは正直、国からおりてきているとかいうような議論のまないたには上がっていないところなんですけど、ただ、国としましては、この部活動の地域移行自体の議論が、教職員の働き方改革からスタートしています。いろいろ紆余曲折あって、今少子化対策のほうに移行しておりますけれども、原点を見据えた場合には、最終的には、学校の本当の役割はどうか、そしてその中で、部活動という位置付けはどうかということに、議論が集約されていくと思いますので、その段階、数年かかるか分かりません。東京都とか進んだところでは、もう完全に学校から切離している事例もありますので、そういった先進事例、立地条件、そういったことを加味しながら進めていかないといけないのが、現時点では、学校の部活動が消えるという方向、またそういう形には展開はされていないというのが本市の現状です。

○委員（藤田直仁君）

もう一つ、先ほど学校の校庭であったり、それから体育館の使用はどうかという質問をしたんですけれども、例えば今後、備品がやはりいろいろありますよね。今、中学校の部活動には、教育委員会の予算はつけてある、一部あるのではないかなと思ってのんですけれども、それが地域を超えた場合、予算はどんなふうになって変わっていくのかというのをちょっとあわせて教えていただけませんか。

○学校教育課長（山口良二君）

備品についてなんですけれども、教育課程の上で授業として使用する器具については、予算化されております。ただ一部、コアなスポーツ等については、部活動の専有の備品になりますので、教育課程の中での予算配分ということには若干ならないと思いますので、そこについては整理をしていかないといけないと思っています。

○委員（藤田直仁君）

本当にちょっと何かこう、煩雑というか、考え方が複雑だなと。例えば、陸上競技なんかを、どこかのクラブ活動がやった場合、ハードルなんかはやはり教育の一環でも使うんだろうなというふうには感じるんで、恐らくそれが壊れたりしたとき、新しいのを買ったりするのは多分予算がつくのかなとは思いますが、例えば、柔道部の畳とか、破損したときにはどうなるんだろうかというふうな、でも多分、高校からはあるけれども中学校では柔道を教えてませんよね。ないですよ。あるんですか。中学校でもあるんですか、今。すいません。そういうときは、つくということでもいいんですね。今言ったように、コアという部分で、一般的に学校の教育では使わないような

備品類に関しては予算がつかないと。だから、それを考えると、地域移行した場合、例えば民間企業がやった場合は、民間企業は出さなくても物はそろうわけですね。でもコアな競技に関しては、予算がつかないと。そうするとどうしてもそういうクラブ活動がなくなっていく方向に。民間が出し切れなければ、補助がつかないわけですから、なくなっていく方向にいくのではないかなというそこを危惧するんですが、その辺りはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（松枝正浩君）

すいません、今、藤田委員の質問で、課長が答弁されたコアなスポーツ、これがまずどういうもののなのか、そこを含めて答弁していただいてよろしいでしょうか。

○学校教育課長（山口良二君）

幾つか伝統的に強いスポーツがございます。例えば弓道でありますとか、授業の中で弓道の授業は展開しません。それとハンドボール、国分では非常に盛んなスポーツですけれども、授業の中でハンドボールという単元はございません〔24ページに訂正発言あり〕。そういったものが代表的なスポーツかなと私は認識しております。

○委員長（松枝正浩君）

今、藤田委員が質問された内容を引き続き答弁していただいてよろしいですか。

○学校教育課長（山口良二君）

今、委員のほうからございました部活動の存続、子どもたちの活動の充実という視点において、非常にありがたい視点だと思いますので、そういった俗に言う教育課程で展開をされていない場合のスポーツ、こういったものがあって、こういった経費が必要になってくるよなところでは、具体化しながら、こういった形でそのハードルを越えていけるか、越えなければいけないのかということとはしっかりと議論して対応していかないといけないことだと思っております。

○委員（有村隆志君）

コアという部分、協議されている部分だと思うので、もしあれば、一覧でもらえますか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午前10時25分」

「再 開 午前10時26分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。

○学校教育課長（山口良二君）

今、御指摘いただきました現況の部活動、そして教育課程の中で展開をされていない種目等につきまして、時間を頂いて資料を整理したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時26分」

「再 開 午前10時37分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 国分総合福祉センターについて

○委員長（松枝正浩君）

次に、国分総合福祉センターの現地調査を行います。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前10時37分」

「再 開 午前11時11分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、国分総合福祉センターについて、執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

まず、国分総合福祉センターの施設の概要について、説明します。国分総合福祉センターは、霧島市総合福祉センターの設置及び管理に関する条例、第1条において、高齢者及び身体障害者等に対して健康の増進、教養の向上及び福祉の増進を目的とした交流、レクリエーション、研修及び集会等の利便に供するために設置するとしています。現在、社会福祉法人 霧島市社会福祉協議会が指定管理者として管理しており、高齢者及び身体障害者等に対する福祉増進をはじめ、市民の福祉の向上のための各種福祉サービス事業を展開している施設となります。大規模災害時の、福祉避難所としても指定されており、今後も適切な維持管理に努めていきたいと考えています。詳細については、保健福祉政策課長が説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

国分総合福祉センターの施設の概要について、資料に基づいて、説明します。国分総合福祉センターは、平成10年度に建設され〔27ページに訂正発言あり〕、新館が鉄筋コンクリート造3階建、旧館が鉄筋コンクリート造2階建、別館が鉄筋コンクリート造1階建となっています。建物面積は2,364㎡で、新館が1,403㎡、旧館が661㎡、別館が300㎡です。主な施設の内容としては、1階に管理室（事務室）、ボランティア室、障害者交流室等があり、社会福祉協議会や老人クラブ連合会の事務室が入っています。2階は教養娯楽室、交流談話室等があり、老人クラブ会員等の憩いの場となっています。3階には大会議室等が配置されており、各種団体の総会や定例会等の場所として活用されています。次に管理運営状況については、各年度、若干変動はありますが、令和4年度から令和6年度までの3か年の利用状況は、年間約1,000件前後、延べ利用者数については、平均約28,500人を超える方が利用されています。次に収支状況ですが、収入としては、福祉センター会議室使用料などの収入、その他収入として、行政財産使用料や電話使用料などとなっています。支出としては、指定管理料が主なものとなっています。引き続き、多くの高齢者等に利用していただけるよう、指定管理者による維持管理を行っていききたいと考えています。以上、簡単ではございますが、国分総合福祉センターの概要についての説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。休憩します。

「休 憩 午前11時15分」

「再 開 午前11時16分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

一般質問でも取り上げさせていただいて、委員の皆さんにも見ていただこうかなということで、今回ご対応いただきましてありがとうございます。確認をさせていただきたいのが、一般質問時から後、修繕を幾つかされているなというふうに感じたんですけども、今後の修繕であったり、改善していくところという協議がどのような感じで進んでいるのか、お示してください。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

先ほど、現地確認のところでも、具体的に、旧館2階の大広間のドアのところの蝶番といいましょうか、上のクローザー、こちらのほうを修理をさせていただきました。まだトイレのセンサーでしたりとか、水の手洗い場のセンサーでしたりとか、そういうところがまだ残っております。社会福祉協議会とお話をして優先度を考えながら、今年度、修理できるところは順次修繕をしていき

いというふうに考えております。

○委員（山口仁美君）

旧館の2階のところの大広間の冷房の件は、結構急いでいただきたいなという、御利用をなさっている方々から声も上がっていたんですけれども、今年度は対応される予定があるのか、もし今年度の対応が難しいのであれば、理由等についてもお示してください。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

先日、個別にといいましょうか、部長はじめとして現地調査を事前に行いました。今、委員がおっしゃられたみたいに、利用者のお声もお聴きしまして、冷房がきかないというところのお声も伺っております。今、取付けといいましょうか、大きな空調機では、なかなかその修繕が難しいということで、隣の囲碁をされるお部屋だったりとかを個別空調に切替えを順次しているところでございまして、あちらのほうも、どのような形で個別空調を幾つかつけて修繕ができるのかどうかというのを検討しているところなんですけれども、まだ具体的には見積りをとったりとか、いつぐらいの時期にというのは、まだ、そのスケジュール的なものはしておりませんので、そちらのほうも急いで協議を進めていきたいと思います。

○委員（塩井川公子君）

現地を見させていただきましてすごく感じたんですが、畳の部屋がありましたよね。あの畳は臭くないですか。あれはちょっと修繕したほうがいいような気がします。それと、おトイレがあって、男女一緒になってたので、女性の方は、私はデリケートですから、一緒におトイレに入るということはまず考えられないです。あの辺も今の時代に合ったようにしていただかないと、利用される方たちも大変危惧されてるのではないかなあとと思いました。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

今、現地視察の際に、あちらのほう、100畳の大広間だと、別館の1階のお部屋になると思いますけれども、御案内をさせていただいたと思います。実は、予算要求の時点では、こちらとしては必要性を感じて要求自体も行ったんですけれども、全体的な予算の編成の中で、今回はということもございました。トイレについては、見ていただいたみたいに、本当に今の時代にそぐわないものだというふうに考えております。現状としてどのような使われ方をしてるかというのを、社会福祉協議会のほうに御確認をしたら、旧館の1階のおトイレでしたりとか、新館のトイレのほうに女性の方は行かれるようですということで、今は男性が主に使われているということで確認をしております。あのトイレを改修をするためにはもう抜本的な改修が必要で、どの程度の金額になるのか、とてちょっとそちらのほうについても見積り等は、實際上、確認はしていませんので、そちらのほうもどのような手法が、あのトイレを生かすというか、利用者の方々に迷惑をかけない形になるのか考えていきたいと思います。

○委員（藤田直仁君）

塩井川委員の関連なんですけれども、部長の口述の中にもありましたように、あの場所は福祉避難所という大きな役割を持っていると思います。現地でも部長には、少し説明を頂いたところなんですけど、今、能登の大地震のときに、長期になればなるほど、やはり畳の存在ってすごくありがたいということで、一部では畳業者が、全国から畳を寄附して、長期の方のちょっとした安らぎというか、そういう場のつくり、だから、今日見たときに、いいなと本当、直感として思ったんですけれども、できれば、そういう意味合いもあれば、ぜひ畳の畳替えというか、ぜひ予算をつけていただいて、やっていただくことが必要なのかなと。特に今年は、梅雨も早く来ました。いつ何が起きるか分かりませんので、そういう意味では、その辺りはぜひ、積極的に取り組んでいただきたいというのが一点と、やはりトイレのことなんですけれども、先ほどありましたけれども、昔、霧島市の商工会議所なんかは、フロアを男性用、女性用という替え方をして活用していた時期もございました。抜本的なやはり予算というのはなかなか難しいかもしれませんが、そういう使い分けという形も検討の中に一つ入れていただいて、早急にそこの辺りの対応も考えていくべきではないのかな

と思うんですが、今言ったその畳であったり、トイレ以外に、課としてどのような今課題があるのかを、もしあれば教えていただけませんか。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

先の山口議員の一般質問においても、国分総合福祉センターは福祉避難所としての位置付けがありまして、127人の方が最大避難をする施設になっております。今、その一般質問のときに、危機管理監のほうで、今の福祉避難所の避難スペースとしては、別館の大広間、2階の旧館の大広間、こちらのほうが、別館の大広間、2階の大広間、畳の部屋、それぞれが、要配慮者の避難スペースですということで、答弁をさせていただいたと思います。その後、安心安全課とも協議を行いまして、その1階の別館の大広間については、山口議員の指摘でも、あちらのほうが進水想定区域になっているので、1階は危ないのではないかなというふうなお声も頂きましたので、新館の2階のところに、今日は具体的には見ていただけませんでしたけれども、更衣室で畳の部屋が別にあります。そちらのほうをやはり要配慮者の避難スペースとして考えていったらどうだろうかという協議は、その後、4月になってから安心安全課としたところでございます。あとトイレにつきましては、藤田委員、御提案を頂きましたみたいに、例えば1階を女性専用にする、2階を男性専用にすると、そういうような使い分けがもし可能であれば、そのような、分けをした利用をしていきたいと思っておりますので、また実際に管理をしている社会福祉協議会と協議を進めていきたいと思っております。最後の御質問で、トイレとか畳以外に、課として考えるところがあるかというところですが、やはりこの国分の総合福祉センター、それぞれの福祉センターは、他に類似の施設がないということで、市のほうで、必要な施設になっておりますので、ほとんどが社会福祉協議会でしたりとか、そのような団体に指定管理をお願いをしていることになっております。利用者の方々の意見とか、指定管理者の意見をふまえながら、改善できるところについては、私たち保健福祉政策課、連携をしながらその状況を随時確認をしていけたらというふうに考えています。

○委員（山口仁美君）

一般質問のときにはまだ確認がとれていないということで再質問から少し外した経緯があるんですけれども、整備年度がこの施設概要の資料を見ると、平成10年度となっております。平成9年、10年あたりで、多機能化と新館の増築が行われた施設になるんですけれども、この旧館の部分、それから別館趣味センターの部分の建設年度は、最初整備されたのが、昭和45年だったかと思いたすが趣味センターのほうも昭和45年でよろしいでしょうか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午前11時27分」

「再 開 午前11時27分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前の引き続き会議を開きます。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

今、委員がおっしゃられたみたいに、旧館については、昭和45年で間違いございません。別館の趣味センター、こちらのほうが昭和52年ということで、資料を確認しましたら、そのようになっておりました。

○委員（山口仁美君）

微妙なといいますか、耐震がいつているのかどうかの確認がとれなかったもので、再質問からは外したんですけれども、旧館の部分、それから別館の部分は、耐震が調査がなされたかどうかの確認というのは、その後、議論の中でされたのか、お伺いします。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

旧館は昭和45年ということで、新耐震基準適用前、昭和56年以前の建物だということで、耐震の診断義務付けの建物からは該当していないということで、これまでも耐震診断はしていないという

ふうに登録上はなっております。あと、趣味センターのほうについても、昭和52年で平屋の建物でございまして、耐震の診断はしておりません。

○委員（山口仁美君）

先ほど、ここを指定避難所としては旧館の2階のほうとそれから新館の教養娯楽室のほうを使っていくような方針ということで、そのほうが使い勝手がいいと思いますけれども、今後、特に、別館趣味センター、非常に古い建物でもございまして、耐震の面も含めると、使うのであれば建て替えなりなんなりで、使うといいますか用途として、あそこにああいった畳の大きな広間、ほかにもなかなか類似のものがなくて、そういったものを使い続けるのであれば、大規模改造なりなんなり、建て替えなりというのが必要なのかなというふうには思っていますけれども、今回、公共施設管理計画の中に、ここの総合福祉センターの件も入ってきているので、こういった全体的などういうふうにしていくかというのは今後協議をされていくということではよろしいでしょうか。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

先の一般質問でも市長のほうから、今の市民会館が建て替えを予定しておりますということで[同ページに訂正発言あり]、そちらが新しくなって、今使っていない部屋等もあるので、そういうところも考えながら、指定避難所の在り方について考えていきたいという答弁があったかと思います。実は、今、避難者がおられたときに、国分のシビックセンターのほうが実際に、多目的ホールですかね、国分ハウジングシビックホールですか、のほうのところだったりとか、あと国分公民館のところを使いながら、要配慮者の方々に対応する避難をしております。今、地域防災計画上は、国分総合福祉センターを含めて8か所の福祉避難所が指定をされておまして、国分のシビックセンターのほうを、逆にその福祉避難所にするにはできないのだろうかというところで、担当課としては安心安全課のほうに投げかけているというのがございます。今回の令和7年度の防災会議上は、指定避難所の変更というのは難しいという部分で回答はもらってまいますが、今、求めたいに、ここの近郊の施設を全般的に考えながら、福祉避難所の在り方というか、どこが福祉避難所として適切な場所であるかというのを、また安心安全課とも協議しながら進めていきたいと思っています。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

ただいま保健福祉政策課長が、市民会館の建て替えというふうなことで、先の一般質問での市長答弁の内容申し上げましたが、正しくは、市民会館の改修の部分でございまして、その部分につきましては、訂正をお願いいたします。

○委員（有村隆志君）

今日行って、現地でお聴きはしたんですけども、新しいほうの3階の大広間のマイクがちょっと以前から、もう1年ぐらいになるのかな、調子が悪くて、それについては今後どうされるか。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

令和7年度当初予算でポータブルアンプのほうを予算化しておまして、もう入札も終わりました、すぐに設置といいたまいますか、新しいものにします。

○委員（有村隆志君）

今後また、ここはすごくありがたい施設で、いろんな方が本当に安い金額であったり、人によっては無償で使えたりということがあったりするんだけど。言っていないかわかんないけど。そういう意味で、始良の方と共同で会をやってる人たちも、始良はできないということで、支部としては合同の支部なので、一緒に使わせていただいているというような、今後もそういう方々に寄り添った形での使用ができるようにしていただきたい。今後また、古くなってきているので、クーラーのことであったり、それから窓のことであったり、それからいろいろエレベーターであったりと、今は使えてるけど、そういうのも不具合のないようにしていただきたいと思います。そこでお尋ねするのは、この社会福祉協議会が、先ほど見せていただきましたけれども、もう本当にここは駐車場がないところで、目の前にあるといえはるんですけども、それが常時空いてるかというとそうでもないの、そこら辺も含めた中で、ここの、先ほど山口委員もおっしゃいましたが、本当

に福祉協議会の車は詰めまくって、さっと出れないような状況があるのかなというふうにさっきお身請けしたんですけど、敷地内にNPO法人があったりと、それからまたこの建物もちょうと、何か継ぎ足し継ぎ足しで行ったのかなあという気がするので、やはりここは社会福祉協議会ときちっとお話をして、するしないは別として今後も使い勝手のいいものをというのは検討していただきたいということを考えるんですが。このNPO法人なんかを今度どこかへ移転して、駐車場を確保するとかそういう考えとかそういうのはまだ全然ないんですか。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休憩 午前11時34分」

「再開 午前11時35分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

施設カルテによりますと、駐車場台数24台ということで、委員おっしゃられたみたいに大きな大会議室に、先ほど言いました100人が入るような会議に、24台というのは大変不足しますので、例えば、部の管轄の会議であれば、民生委員の定例会等がございましたら、民生委員の方々には大変申し訳ないですけれどもお祭り広場のほうにとめていただけませんかとか、市民会館の横のところに駐車場でとめていただけませんかというような形で、大きな会議等をするときには、その周辺の駐車場を利用して、24台の駐車場は、ひまわり園とか、常時利用される方がいらっしゃるものですから、そういう方々を優先して止めてくださいというようなお願いはしているところです。

○委員（有村隆志君）

そういうことで。何が言いたいというと、もっと多分このNPOの方々も、もっと使いやすい場所があればそのほうに移動していただいてもいいのかなあという気がする。そしてここを広く使うほうが、両方いいのではないかなというように、多分、朝晩はこのNPOの方が通ってくるタクシーで帰ってきたり、そうすると社会福祉協議会の出入りされたりというのは重なるのかなあと思ったものですからちょっと言わさしてもらいましたけど、そういうのも今後、社会福祉協議会と一緒に協議してはどうかなということでお話しさせてもらったんですが、長い目で検討していただければということで、その辺の考えはないんですか。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

今お話ありましたコスモス園については、障がい者就労支援施設B型なのかな、A型なのかな、すいませんちょっと就労支援施設になりますので、そういう方々がタクシーで来られたりとか送ってこられたりとかとすると、駐車場の台数がすごく御不便をかけているというのは理解しております。コスモス園につきましては、同じ部内の障害福祉課のほうで管轄をしておりますので、そこら辺ともまた話をしながら、どういう対応がいいのか、また協議をしていきたいと思います。

○委員（山口仁美君）

1階に浴室男女と休憩室ございますけれども、ここは実際利用があるのかどうかをお聴かせください。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

浴室については、65歳以上の高齢者の方が利用できるということになっておりまして、令和6年度の実績で申し上げますと、浴室の男性が年間で184人、年間です。浴室の女性のほうが、年間で330人という実績がございます。あと、休憩室については、一般の方が利用するというのではなくて、社会福祉協議会の方の休憩のスペースというふうになってますので、利用実績としてはすいません、ちょっとございません。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午前 11 時 39 分」

「再 開 午前 11 時 41 分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き再開します。

○委員（山口仁美君）

総合福祉センターの平面図を見てまいりますと、1階に浴室男女とあります。こちらはどのような方を対象にした施設で利用料金等はどのようになっているか、また実績についてもお示してください。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

浴室につきましては、65歳以上の方が利用できるということで、1回当たり180円の料金を頂いております。実績につきましては、令和6年度の実績で男性が184人の入浴料が3万3,120円、女性が330人で5万9,400円になります。

○委員（山口仁美君）

あともう一点確認をさせていただきます。総合福祉センターは社協が入っているということもありまして、ほかの団体との連携もよくとっていらっしゃるなという印象ではあるんですが、ただ成年後見センターの事務室が2階に入ってる関係で、調理室等が本来の使い方ができない状況にはなっているんですが、やはり障がいを持っている方については、調理をどのようにしていくか家族も含めてですけれども、そういったニーズもあるんです。そういった場合はどこか御案内できるような場所があるのかどうか。この施設ではなくても、近隣にあるのかどうかお示してください。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

条例上は調理室ということで、1時間につき200円というのが条例上定められております。先ほど申し上げました、国分総合福祉センターができたパンフレットによると、調理室は、高齢者や障がい者の食生活における健康維持に関する調理研修等を行うというふうに、当初の目的はなっておりますので、委員のおっしゃるとおり、福祉センターのほうで調理室が利用できればというふうに考えております。そこについては、先ほど現地調査のところでは、現在使っていないということでしたので、もう一回ちょっと社会福祉協議会と確認をしてみたいと思います。あと調理室、近隣にというようなお話がございました。もちろん御存じのように、国分の公民館に調理室があったりとか、国分の保健センターは調理室はありますけど、ちょっと今使っていないという状況があったりとかってしますので、現状は国分の公民館を利用をいただいているのかな、どうなのか、すいません確認はちょっとできないんですけど、今、障がい者の方の交流のためのそのような調理室、ちょっと現状確認できませんので、確認をして、また御回答したいと思います。

○委員（山口仁美君）

現状で成年後見センターが入っていらっしゃるの、開いてはいらっしゃるんでしょうか。この調理のスペースについては開いてはいるかもしれないけど、現状使いにくい状況だろうなというふうに思うところです。今、実際、視覚障がい者の方々が、御家族とか知り合いの方も含めてそういった調理訓練をしたいというような要望もあったりするので、この近辺であれば国分の公民館であったりウェルビーイングセンターの中にも調理室はあったかと思うんですけど、そこが果たして障がいがある方にとっても使いやすいようになっているのかという確認まではちょっとできていない状況なので、今後また、そういった、ここなのか、ほかの場所なのかも含めて所管がそれぞれ違いますので、調整をしながら、障がいを持っている方々もそういった目的に沿って使えるような形で検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○保健福祉政策課長（種子島進矢君）

委員のおっしゃるとおりだと思いますので、現在、どのような状況があるのか、障がい者であれば障害福祉課だったりとか、あと、今、具体的にウェルビューの商工観光施設課のほうになると思

いますけど、そちらのほうともちょっと確認をしながら、現状をまず確認をしてみたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 11 時 46 分」

「再 開 午前 11 時 47 分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。学校教育課より訂正の発言がございますので、訂正の発言を求めます。

○学校教育課長（山口良二君）

先ほど文教厚生常任委員会の中で所管事務調査、部活動の地域移行の御説明をさせていただきました。その中で、授業で行われていないコアな部活動について、弓道とハンドボールと説明をさせていただきましたが、弓道のみで、ハンドボールにつきましては中学校学習指導要領に記載をされておりました。現在行われている部活動の中で授業で行われていない活動につきましては、弓道のみということで、おわびして訂正をさせていただきます。

○委員長（松枝正浩君）

この点に関しては、質疑は特にございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よろしいですかね。引き続き、書類のほうを準備方よろしくお願いしたいと思います。これで訂正の発言を終わります。しばらく休憩いたします。

「休 憩 午前 11 時 48 分」

「再 開 午前 11 時 49 分」

○委員長（松枝正浩君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

△ 委員間討議

○委員長（松枝正浩君）

次に、所管事務調査に関する委員間討議に入ります。御意見はありませんか。休憩します。

「休 憩 午前 11 時 50 分」

「再 開 午前 11 時 50 分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。委員間討議に入ります。委員間討議は審査順といたします。

1 項目めがコミュニティ・スクール、そして 2 項目めが部活動の地域移行について、そして 3 項目めが北部総合福祉センターについてということであります。まずは委員間討議コミュニティ・スクールについて御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

これまでも本市においては先行して地域学校協働活動などをしながら備えてきたわけなんですけど、今回、コミュニティ・スクールが導入されるに当たり、さらに学校の運営について、地域の方々が主体的に参画をされていくということで非常に期待の持てるものかなというふうに思います。一方で初めてそういった新しい形に展開が広がることになりますので、各学校ごとの知見の共有がなされていくといいなというふうに思いました。

○委員長（松枝正浩君）

休憩します。

「休 憩 午前 11 時 51 分」

「再 開 午前 11 時 52 分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。コミュニティ・スクールについての委員間討議であります。ご意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

先ほどの意見に少し補足説明をしますと、例えば、定期的に委員会のほうで各運営協議会に対して、会報といいますかレターのようなものを発行して、各地域の取組状況の難しい点やそれから改善している点などを共有できるような取組や、成功事例や困難事例をお互いに共有をできる場を設定するなど、状況に応じた柔軟な取組を求めたいと思います。

○委員（藤田直仁君）

少しかぶるところもあるんですが、従来から学校評議員会というのがありましたが、今回新しくコミュニティ・スクールという形で運営をしていこうという動きになっております。まだ、海のものとも山のものともつかないところもありますけれども、構成メンバーがほとんどが協議会のメンバーが継続されているというところを考えると、せっかくコミュニティ・スクールという枠組みをつくるんですが、その違いというか、意識をきちんと持った上での運営を当たってほしいなど。そうしないと何のために新しいコミュニティ・スクールという枠をつくったかの意味合いが薄れてくるのではないかというふうに危惧するものですから、そこについては、重々、検討していただきたいというふうに思います。

○委員（有村隆志君）

付け足すことは2人がおっしゃっていただいたので、しっかりと丁寧な、現場で混乱が起こらないようによろしくをお願いします。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

このコミュニティ・スクールについては委員間討議を終了してもよろしいでしょうか。引き続き、部活動の地域移行についての委員間討議に入ります。御意見ありませんか。

○委員（山口仁美君）

先ほど質疑の中でも明らかになりましたけれども、自主的に既に生活圏ごとに近隣と合同チームをつくったりなさっている現状もあるようです。部活動というのは、原則として主体的に参画をしていくものではあると思いますので、現状の保護者の方々、それから先生方、子どもたちの様子をよく聴きながら、中山間地域や、部活が成り立たないような人数の地域であってもスポーツに取り組む、文化的活動に取り組むことができるように、早急に具体的な方策を考えていただきたいと思います。もう一点なんですけれども、責任の所在が、外部の指導者、それから部活動指導員といった形で、現在でも、その枠組みが違うんですけれども、地域展開に踏み込んでいった場合に、ここがネックになって進まないということがないように、しっかり整理をしていっていただきたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

○委員（山口仁美君）

すいませもう一点ありました。指導員の確保とともに、この現状行われているクラブチームの参画にしても、それから、合同チームの参画にしても、保護者の方々の負担、金銭的な負担、経済的な負担や時間の負担というのが非常に大きいのが現状ですので、これが原因で中山間地域に住むのがネックになるということがないように、自主的にそういった合同チームを開催するということであっても、補助の在り方というのは、しっかり考えていくことで、地域の方々が支えやすくなる

と思いますので、国の動向を待たずに、市のほうでも本市なりの支援策を練っていただきたいと思います。

○委員（藤田直仁君）

この政策は、本来、スポーツや文化芸術活動を継続的に親しむ環境を整えるためというふうになっております。本来の趣旨がちゃんとできるように、この改革を行うことによって、中学生等の部活が活発になることが最大の目的ではないのかなというふうに思います。ただ一方では、保護者の負担、それから、学校の先生たちの負担というのが増えてはまた意味がありませんので、いろんな方面の考えを十分に確認した上で運営を行っていただきたいなというふうに思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。2点目の部活動の地域移行については委員間討議終了してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

それでは三つ目の国分総合福祉センターについての委員間討議に入ります。御意見ありませんか。

○委員（有村隆志君）

この施設は、大変よく利用された施設、皆さんから親しんで利用させていただいております施設なので、今後も、その維持、施設の機能面については、しっかりと修理なり、それから、使いやすい環境をつくっていただくように、議論の中でもお話ししましたがけれども、そこら辺も特にしていただきたいということ、使いやすい施設ということを要望していきたいと思います。

○委員（山口仁美君）

現状使う方が非常に多い施設なので、改善をしていただきたいという一方で、旧館や別館については耐震の状況であったり、その診断そのものをされていないような現状もあると先ほど質疑の中で出てきました。ですので総体的に見て、安心安全に使うことができるというのが大前提ですので、そこをまず、しっかり確認をしていただきながら、もし引き続き使うようであれば、しっかり費用を掛けて修繕をして使いやすくしていくといったことが段取りとして必要なのかなというふうに思います。また社会福祉協議会のほうで、いろいろ、ほかの団体との連携もとおられるんですけども、少し過密な感じがしますので、近隣の施設の活用も含めて全体的に調整をしていただければというふうに思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

三つ目の国分総合福祉センターについても、委員間討議を終了いたします。

△ 所管事務調査に係る委員長報告について

○委員長（松枝正浩君）

次に、所管事務調査に係る委員長報告について協議します。どのようにいたしましょうか。委員長報告をする、しない。する方向でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

委員長報告を6月議会でするように準備をいたします。それでは、所管事務調査に係る委員長報告については、本会議で報告することといたします。次に、所管事務調査に対する委員長報告に何か付け加える点はありますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、今出た委員間討議を含め、その取りまとめを委員長に御一任頂けますでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

分かりましたありがとうございます。それではこれで所管事務調査は終了いたします。休憩します。

「休 憩 午後 0時01分」

「再 開 午後 0時58分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。二つの部署より訂正の発言がありますので、まず、社会教育課の発言をお願いいたします。

○スポーツ・文化振興課長（久木田勇君）

午前中の答弁の中で、学校運営協議会に係る費用、こちらについては全て一般財源であると申し上げました。委員報酬につきましては、普通交付税の算定対象であるということでございましたので、訂正しておわび申し上げます。

○委員長（松枝正浩君）

この件に関して質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは社会教育課はお疲れさまでございました。引き続きまして、保健福祉政策課の発言を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

午前中の委員会の中で、国分総合福祉センターにつきまして、建設年度が平成10年度に建設されと政策課長が口述書で述べましたが、正しくは平成9年度から10年度に建設されということになります。あわせまして、施設概要でお配りしました資料につきましても、整備年度が平成10年度となっておりますけれども、正しくは平成9年度から10年度になりますので、訂正をお願いいたします。お詫びして訂正いたします。

○委員長（松枝正浩君）

これにつきましては年度の修正ということですので、特段、質疑ということはないかと思えます。保健福祉政策課についても終了したいと思います。

△ 陳情審査

△ 陳情第2号 誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書

○委員長（松枝正浩君）

それでは次に、陳情第2号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書について審査します。前回の陳情審査において、委員から、訪問介護事業所の経営形態について、訪問介護に関する協会等の設置に関する考え方について、市が先行的に行ってきた政策について、市長宛てに提出された要望書のその後の対応状況について、以上四つの確認事項が挙げられました。本日はこの四つの事項について、執行部から答弁を頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは質疑を行う前に、令和7年第1回定例会の本委員会が開催された3月6日以降の介護保険制度に係る国の動向等について、執行部より説明を求めます。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

令和7年第1回市議会定例会文教厚生常任委員会が開催された3月6日以降における介護保険制度に係る国の動向等について御説明いたします。国は経済財政運営と改革の基本方針2024に、必要な介護サービスを確保するため、人材確保対策を進めるとともに、地域軸、時間軸も踏まえつつ、中長期的な介護サービス提供体制を確保するビジョンのあり方について検討すると明記し、今年1

月には、2040年に向けたサービス提供体制等のあり方検討会を設置し、現在、高齢者等に係る施策や他の福祉サービスも含めた共通の課題等の検討が行われています。去る4月10日に同検討会がとりまとめた中間報告では、2040年に向けて、時間軸・地域軸の両視点から、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を、中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等と主に三つの地域に分類して、テクノロジー等も活用し、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築することが重要であるとし、三つの地域ごとの今後の方向性等が示されています。今後、本市がどの地域に分類されるかは未定ですが、当該報告書において、「中山間地域等においては、介護事業者が今後もその地域でサービス提供を維持・確保できる体制を整備するため、人員配置基準等の弾力化や各種取組へのインセンティブの付与等を講じるなど、柔軟化のための枠組みを検討することが必要」とされています。また、訪問系サービスにおける現在の報酬体系は、回数を単位として評価しており、利用者の事情による突然のキャンセルや利用者宅間の移動に係る負担が大きいことから、地域の実情に即して、持続的なサービス提供を確保するため、包括的な評価の仕組みを設けることも一つの方向として、見直しの必要性が示されています。このように介護報酬を含む介護保険制度については、国が前回改定の影響調査等を実施し、全サービスの経営状況等調査の結果を踏まえたうえで政令改正を行うものであり、既に第10期介護保険事業計画に向けて、同あり方検討会や社会保障審議会等での議論が始まっていることから、引き続き、国の議論動向を注視してまいります。以上で、説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

まず、今、3月定例会以降の国の動向について保健福祉部より説明を頂きました。本委員会がまず四つの事項についての確認をしたいということで、今回この陳情の審査になっておりますので、まず、四つの事項を順次、説明をしていただきながら質疑をしていく。そしてまた、最後に、今回説明いただいたものについての質疑をして審査終了というような形で進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。それでは、まず、訪問介護事業所の経営形態について、答弁を求めます。

○長寿介護課長（富田正人君）

本市における訪問介護事業所の経営形態についてお答えします。本市には、休止中を含め現在25か所の訪問介護事業所があり、そのうち、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等のいわゆる集合住宅へサービスを提供している事業所が14か所、在宅のみへサービスを提供している事業所が11か所あります。集合住宅へサービスを提供している14事業所のうち、集合住宅のみへのサービスを提供している事業所は6か所で、残りの8か所は集合住宅を主たるサービス提供先としつつ、一般在宅へもサービスを提供しています。以上で説明終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の答弁を頂いたところでありますけれども、この件に関して質疑はありませんか。

○委員（山口仁美君）

聴き間違いがあるといけないので確認をさせてください。集合住宅へサービスを提供されているところが14、そのうち6か所が集合住宅のみ、そして残り8か所が集合住宅を主たるサービス提供先としつつ、普通の在宅のところにもということなので、集合住宅が中心でそのほかにも何件か外にも回っているというような理解でよろしいでしょうか。

○長寿介護課長（富田正人君）

今、委員がおっしゃられたとおりであります。複合型ということで集合住宅と居宅のみに行っているところが8か所で、施設のみのところが6か所ということになります。

○委員（山口仁美君）

集合住宅のみに提供していらっしゃるというのとは、具体的にどういうふうなサービスをされているのか。例えばその関連の事業者、関連の事業者といいますか、グループでされているところなんかもあったりするので、自分のところに入居されているところに対して提供されているとい

う形でよろしいのかどうか。具体的にどういうふうに捉えればいいのかをもう少し詳細に御説明願います。

○長寿介護課介護保険グループ主査（窪田宗摩君）

説明させていただきました14か所の事業所についての詳細を説明させていただきます。施設のみと報告しました6事業所につきましては、全て同一法人内で建物、そういった集合住宅系の住宅を有している法人が、同一法人内のグループ会社になるかはちょっと不明ですが、法人内で有する事業所に対して訪問介護サービスを実施しているところがございます。複合型と申し上げまして、施設を主たるサービス先としつつ、一部外部へも行かれてるところにつきましても同一法人内で集合住宅等を持たれている事業所になります。

○委員（山口仁美君）

今回の陳情の内容からすると、主にこの在宅のところを主としていかれるところが対象になるというところでしょうか。

○長寿介護課介護保険グループ主査（窪田宗摩君）

陳情の趣旨からしましては、移動距離等の項目の話がございましたので、居宅のみとされている、本市で言いますと11か所が主たる対象になってくると思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは2項目め、訪問介護に関する協会等の設置に関する考え方について、答弁を求めます。

○長寿介護課長（富田正人君）

訪問介護に関する協会等の設置に関する考え方について、お答えいたします。訪問介護については、都道府県知事が指定権者であること、また、本市には訪問介護以外にも様々な業種団体等がある中で、特定事業のみ市が直接的に関与することは厳しいことなどから、市が主体的に協会等を設置することは難しいと考えております。なお、第9期介護保険事業計画策定時には、訪問介護も含む全ての事業者を対象とした本市独自の事業所アンケート調査を初めて実施するとともに、訪問介護も実施している社会福祉法人の代表を本市高齢者施策委員会の委員として委嘱するなど、幅広く意見を徴するよう努めました。また、民間団体ではありますが、鹿児島県には一般財団法人長寿社会開発センター日本ホームヘルパー協会が支部を有し、訪問介護員同士や関係職種との相互連携や情報交流を深め、業務における問題解決を図ることを目的に、調査研究や処遇改善に向けた活動、各種研修、機関誌の発行などが行われており、本市にも当協会へ会員登録されている方がいらっしゃると伺っております。以上で説明終わります。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま執行部の答弁が終わりました。委員の皆様からの質疑はございませんか。

○委員（山口仁美君）

第9期の際には、事業者アンケート調査を初めて実施されたということでありましたが、この中で、この訪問介護の事業者の方々からとったアンケートから何か課題として抽出された事項等はありませんでしたでしょうか。

○長寿介護課介護保険グループ主査（窪田宗摩君）

個別のアンケート調査につきましては、全体を基に集約をかけていますので、サービスごとの種別の回答は得てないんですけれども、人材不足についてのアンケートというものを全事業所向けにとったところ、訪問介護員の不足というものの回答が訪問介護事業者をされている事業所からの回答としては、割合が高かったのかなというふうに認識しております。

○委員（山口仁美君）

サービス種別ごとの集約はされていないというようなお答えだったかと思いますが、今回この陳情の趣旨を考えると、第10期に当たってこの訪問介護について改善してほしい事項等が載

っているわけなんです、こういったサービスの形態によって、例えば、訪問系のサービスであれば、移動時間の件とかも出てくるんですけれども、こういったサービス種別ごとの課題を抽出する必要性というのは感じていらっしゃるのか、もしくは10期に向けて何か調整されている部分があるのかお伺いします。

○長寿介護課介護保険グループ主査（窪田宗摩君）

今委員が御指摘いただいたようなことは、次の第10期計画に向けてのアンケート調査等で盛り込んでいきたいというふうに考えております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

この2項目めについては終了いたします。続きまして、市が先進的に行ってきた政策について、答弁を求めます。

○長寿介護課長（富田正人君）

市が先進的に行ってきた政策についてお答えします。本市では、市長が指定権者である事業者が中心となり、平成18年に霧島市小規模多機能型居宅介護事業者・開設予定者意見交換会が発足し、そのあと、複数の介護事業者が加わるなどして、平成23年5月に、地域密着型サービス事業者連合会が設立されました。当連合会では、介護事業者が協働・連携して地域活動に取り組み、事業者並びに職員相互の資質向上を図り、住みなれた地域で最後まで安心して暮らせる地域包括ケアシステムを推進することを目的に、これまで多くの取組が行われてきました。また、市では地域共生社会の実現を目的として、霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカーの設置事業を当該連合会に委託し、地域の身近な福祉または生活相談に関する援助、住民の自助力を引き出すための支援及び地域の互助活動の推進に資する活動等を実施してきました。これらの取組は、本陳情とは直接には関係ありませんが、今後も引き続き、連合会等との連携を図り、高齢者が地域で自分らしく暮らし続けられる環境の充実に努めてまいります。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

この件に関しての質疑はございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それではこの件に関しては終了いたします。それでは最後の4項目めの最後ですけれども、市長あてに提出された要望書のその後の対応状況について、答弁を求めます。

○長寿介護課長（富田正人君）

市長あてに提出された要望書のその後の対応状況についてお答えします。令和7年3月5日に霧島市社会保障推進協議会会長から市長に提出された本陳情と同様の内容の要望書については、書面で回答希望がなかったこと、本委員会で継続審査となっていることなどから、現時点での要望書への回答は行っておりません。以上で説明を終わります。

○委員長（松枝正浩君）

この件に関して質疑はございませんか。

○委員（山口仁美君）

確認ですけれども、書面での回答を要望されていなかったのに書面での回答はしていないということであったんですが、内部で共有等はされたということでしょうか。

○長寿介護課長（富田正人君）

要望書のほうは内部で共有をしております。市長あてに提出される要望書につきましては、市が必ずしも回答義務を負うわけではないため、回答するかどうかにつきましては、回答希望の有無、要望書の内容等を総合的に勘案し個別に判断している状況であります。なお、本要望書に関しましては、今回、本陳情の審査結果を踏まえながら、対応につきましてまた庁内で検討することとしております。

○委員（宮田竜二君）

要望書に対して回答していないということなんですけれども、去る3月6日の委員会のときに、この陳情に関しての執行部の回答というのを説明を口述書等で頂きましたところ、各この陳情の中ではたくさんいろんな項目があるんですけれども、例えば霧島市独自でというのは県がもうやっている事業もあるしとかいうそういう説明で、この陳情書の私の捉え方としましては、執行部としては、霧島市がやる内容以外のところも含まれてるので受け入れられないのかなという認識でいたんですけども。そういう認識であっているかちょっとお願いします。

○保健福祉部長（野崎勇一君）

先ほど担当課長が申し上げましたとおり、やはり要望書等につきましては、それぞれの内容等を踏まえた上で回答するべきかどうかというものについては庁内で検討を行った上で判断しているところでございます。今回陳情が上がったものにつきましては、継続審査という状況等もございまして、こちらでの判断等も踏まえた上で回答するとした場合には、その判断を十分踏まえた上で回答が必要ということでもございましたので、現時点においては回答していないという状況でございます。審査結果の内容によっては、また回答を改めて具体的なところで検討する必要性もあるのかなというふうには考えております。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

事前の四つのものにつきましては今、答弁を頂きまして、質疑を行ったところであります。本日、口述いただきました国の動向等の部分ですけれども、この点について質疑はございませんか。

○委員（山口仁美君）

口述書の一番下のほうの5行に集約されているのかなと思うんですけれども、今後、国の動向等を見ながら調整をしていかれるというような方向性で考えておられるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○長寿介護課介護保険グループ主査（窪田宗摩君）

委員おっしゃるとおりで、実際、既に同審議会の検討会は先週金曜日にも行われているところで、そういったところの議論動向等も調査に努めているところでございます。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、以上で質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 1時21分」

「再 開 午後 1時27分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開きます。陳情第2号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書について、委員間討議に入ります。ご意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

参考人の方にも来ていただいて様々お話を伺った結果、もうそろそろ結論を出して良いのではないかと思います。また、今回、せっかく陳情者とそれから参考人と、双方からの御意見が出て課題点も分かっておりますので、こういった内容につきましては、採決を取った後、委員会としての意見を取りまとめていくのがよろしいのではないかと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

今、委員間協議の中で採決をとることがございました。採決をとるということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは採決することに決定しました。これより陳情第2号について、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（宮田竜二君）

私は陳情第2号、誰もが安心して利用できる介護保険制度の充実のための霧島市独自の緊急施策を求める陳情書について、反対の立場で討論いたします。私がこの陳情書に対して反対する点は、この委員会において、まず執行部の調査、それから参考人の調査、それから本日の執行部から4月10日以降の国の動向の説明を受けました。その内容を総合的に鑑みまして、この1団体からの陳情書に関して、全てを採択するわけにはいかないという点から、私はこの陳情書につきましては、不採択すべきと考えます。以上で反対討論いたします。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。休憩します。

「休 憩 午後 1時30分」

「再 開 午後 1時30分」

○委員長（松枝正浩君）

休憩前に引き続き会議を開催します。発言はございませんでしょうか。

○委員（宮田竜二君）

先ほどの反対討論につきまして、ちょっと詳細な理由をちょっと述べさせていただきます。まず、1点目の介護保険に関するところの事業者確保のための緊急な施策を講じることということに関しまして、例えば市内訪問介護事業所への就労を予定する人へ、初任者の研修を全額市が負担して実施することという要望がありますが、これにつきましては、鹿児島県が実際にもう助成しているという点があります。それから、もう一つは加算の方法に関しましてあります従事者への処遇改善の加算を受けることができない小規模な事業者への支援を行い、全ての事業所が現在、受給可能な加算を受けられるような実務上や教育上の支援を行うこととありますが、この点につきましても、現在、全ての介護事業所が介護職員等処遇改善加算を取得しているという事実の内容を確認いたしました。それから、一つ一つやるのはちょっと時間かかるので、ポイント的には二つ、第10期の介護保険事業計画に向けた以下の施策を要望するということに関しまして、霧島市が運営主体となる地域包括支援センターですとか、居宅事業、訪問介護事業等の在宅での暮らしを支える事業所を新設することということで、例えば具体的に霧島市立介護支援センターとかをつくってみてはというような提案があるんですが、これは、霧島市の場合、在宅、いろいろ社会福祉協議会に運営を委託して総合相談ですとか、予防介護のマネジメントをしてますし、介護の対人のあれはしてないんですけどシルバー人材センター等の事業でいろんな支援サービスをして、在宅の暮らしを支えているというのを独自に霧島市でやっているということが、認識ができております。それから、もう一つ、霧島市独自の介護事業者への介護報酬の補填を検討することということですが、これは市の役目ではなくて、これは国のやるべき内容だと考えております。いろいろあと訪問介護に関して、今回報酬の引下げがありましたけれども、それを遡及して補填するという点につきましては、この国の事業に関しましての実際の運用は難しいだろうと思います。種々ありますけれども、そういうところが今回反対したポイントでございます。

○委員長（松枝正浩君）

ただいま反対の討論でありますけれども、反対討論ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

次に、原案に賛成の方の発言を許可しますけれどもございますでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論をそれでは終了いたします。採決します。陳情第2号について、採択することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者ゼロ、全会一致で、陳情第2号につきましては、不採択とすべきものと決定いたしました。

△ 委員長報告に付け加える点

○委員長（松枝正浩君）

次に、委員長報告に付け加える点の確認ですが、御意見はありませんか。

○委員（山口仁美君）

参考人からお話を伺う中で、訪問介護事業者については協会等が存在しないため、なかなかその課題の共有というのが進まないというような現状もありました。今回、陳情者から寄せられた意見についても、やはりそういう危機感の部分もあると思いますので、9期のときにはサービスごとのアンケートは集約はしていないという執行部の説明もございましたが、10期に向けては改善をしていただき、サービスごとに、それぞれの課題を把握をするとともに意見を集約していくような仕組みが必要なのではないかと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

○委員（山口仁美君）

すいません、もう一点、これも参考人のほうから寄せられた意見で、私もそうだなと思う部分がありましたので補足させていただきます。財政的な支援ももちろんありがたいけれども、協働する姿勢があるほうがありがたいというような御意見がございました。やはり協働して一緒に理解をしながら制度を読み解いて、地域に必要な介護サービスが提供されるような環境をつくっていかねばならないので、事業者とそれから、市のほうの政策形成能力というのの両方が必要だと思いますので、10期に向けてはその点を改善していただきたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

○委員（有村隆志君）

今回の陳情2号につきましては、やはり訪問介護事業者の経営の厳しさから今回の陳情であったような気がします。そういうことを踏まえて、次の10期に向けては、それらを考慮した、今いろんな意見出ましたそれを含めて、地域でこの事業者が経営に行き詰まらないような施策というものを求めておきたいと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

今、山口委員のほうから2項目、集約と協働の部分、それから有村委員のほうからも、また似たような御意見が出たところでありますけれども、この2項目、お二人から出た意見を集約をしまして委員長報告としたいと思いますけれども、この文言につきましては委員長に御一任頂けますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

それではそのようにいたします。以上で審査を終わります。

△ その他

○委員長（松枝正浩君）

そしてその他ですけれども、委員の皆様方から何かございませんか。休憩します。

「休 憩 午後 1時38分」

「再 開 午後 1時39分」

○委員長（松枝正浩君）

それでは休憩前に引き続き再開します。その他ですけれども、委員の皆様方から何かございませんか。

○委員（山口仁美君）

今回、第10期に向けてという言葉が何度か出てまいりました。本市議会においては、今年改選も含まれますけれども、介護保険事業計画の10期がよりよい形で実行がなされるように、引継ぎ等もしっかりしていければと思います。

○委員長（松枝正浩君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

今、山口委員のほうからありましたように、この介護保険の10期の部分につきましては、私たち議員にとりましても11月の改選を控えておりますので、そこを含めた上で次の委員会へこの部分については申し送りをし、引継ぎをしっかりとしていくということで取扱いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

そのようにさせていただきます。ほかになければ、本日の日程は全て終了しました。これで文教厚生常任委員会を閉会します。

「閉 会 午後 1時41分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

霧島市議会 文教厚生常任委員長

松枝 正浩